

## 鳥取県告示第 258 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字宮ノ谷山62の3、63、字緑屋万歳川西山1768の1、1768の2、字緑屋彦塔1769の1、1769の2、1770、字緑屋頭無シ1771、字奥緑屋1772、字緑屋悪谷1773の1、1773の2、字緑屋上ミ塚丸谷1774、字緑屋下モ塚丸谷1775の1、1775の2、字緑屋藤吉山1778、字緑屋オノ峠1784の1、1785の1（次の図に示す部分に限る。）、1785の3、字日向悪道山2916の1、2916の2、2916の5、2916の6、2917、2918、字御墓山2954の1、字高橋山2956の2、2956の3、2956の16から2956の28まで、字宮ノ上エ2958の5から2958の18まで、2958の20から2958の34まで、2958の43から2958の53まで、字ヤキガ谷2959、下阿毘縁字中谷737の1から737の37まで、737の44、737の46から737の48まで、737の51、737の52から737の55まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、737の56から737の65まで、737の67、字小屋床山748、字金井谷山749、字滝ノ上山750

### （2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

### （3） 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町笠木字小屋ヶ谷2981の2

### （2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### （3） 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）